

## 公益財団法人 明治安田厚生事業団における研究インテグリティの確保に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 明治安田厚生事業団（以下「当事業団」という。）の体力医学研究所における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で用いる次の用語の定義は以下のとおりとする。

#### (1) 研究インテグリティ

研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対して求められる研究の健全性・公正性をいう。

#### (2) 研究インテグリティ・マネジメント

研究インテグリティを確保するために当事業団として行う、研究インテグリティを脅かす懸念のある情報の管理及び当該情報に対する組織的なマネジメントをいう。

2. この規程において、「研究者」とは、当事業団において研究活動を行う職員等であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 当事業団が定める就業規則に基づき雇用されている者のうち、研究活動を行う職員（研究員、研究技術員）。

(2) 「体力医学研究所非常勤研究員制度に関する内規第2条」に規定する非常勤研究員

### (理事長の責務)

第3条 理事長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

### (研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について研究者が所属する所属機関等に開示を行うものとする。

### (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 当事業団に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2. 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、理事長が指名する当事業団体力医学研究所の所長をもって充てる。

3. 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項

- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

4. 前項に掲げる事項は、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者が指名する研究員および総務部門の所属員を交えて審議することとする。

(事務)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する事務は、総務部において処理する。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、総務部に相談窓口を置く。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、令和6年9月1日から施行する。
2. 本内規の改廃は、体力医学研究所所長の決裁により行ない、理事長へ報告する。